

# 地域枠医師等のキャリア支援（派遣調整）について

# 令和元年度の方針（案）の具体的な進め方について

令 三 重 医	和 県 地 域 医 師	元 地 域 派 遣	年 医 療 遣 検	度 対 策 検 討	第 1 部	回 議 部	会 部	会 部
令	和	元	年	8	月	6	日	

資料  
4

## 派遣調整について

### (1) 対象者

#### ①三重大学地域枠（地域枠A・B / 地域医療枠）入学者

##### (ア) 8年・9年コース選択者（キャリア形成プログラム適用者の医師）

⇒キャリア形成プログラム適用者であることから、三重県地域医療支援センターの枠組みで派遣調整を行うこととしてはどうか。

##### (イ) 県内10年コース選択者、非貸与者、返還者（キャリア形成プログラムの適用外の医師）

⇒「三重大学医学部地域枠制度で入学した者の初期臨床研修終了後の研修・勤務のあり方について」（2018.3.19）に基づいて、専門研修プログラム（大学医局・基幹病院）の中で派遣調整を行うこととしてはどうか。

#### ②一般枠の三重県医師修学資金貸与者（地域医療支援センターコース 8年・9年）選択者

⇒キャリア形成プログラム適用者であることから、三重県地域医療支援センターの枠組みで派遣調整を行うこととしてはどうか。

### (2) 対象診療科・期間

- ・派遣調整を行う診療科は限定せず、すべての病院の診療科に拡大する（前回確認事項）。
- ・県内の専門研修プログラムにおいて、地域枠医師（A・B/地域医療枠）及び三重県医師修学資金貸与者は、医師不足地域での勤務を含めるよう配慮を求める。派遣期間は診療科の事情も考慮したうえで、3か月以上を基本に検討する（前回確認事項）。

⇒ キャリア形成プログラム改定説明会（※）を開催し、改定するキャリア形成プログラム及び専門研修プログラムにおいて、医師不足地域での勤務を含める等の依頼を行いたい。

（※ 8月8日 三重大学医学部附属病院、8月29日 岡波総合病院、9月3日 市立四日市病院、9月9日 伊勢赤十字病院、9月18日 藤田医科大学七栗記念病院）

### (3) 調整方法

医師不足地域の医師需要（受け入れ可能医師数）調査と派遣対象医師の希望調査（希望時期）を行い、マッチングを実施

⇒ 医師派遣検討部会として、マッチング案のとりまとめは、(1) ①三重大学地域枠 (ア) (イ)、②一般枠の区分ごとにとりまとめることとし、大学病院各診療科、県内病院に照会し、とりまとめ案を第2回の部会で協議したい。

対応案を協議

取りまとめ案を提示  
(事項2)

経過を報告

- 1 キャリア支援（派遣調整）対象者の状況について
- 2 地域枠の県内勤務医コース（10年間）選択者の対応について（案）

# 1 キャリア支援（派遣調整）の対象者の状況について

## 三重県医師修学資金貸与者の卒後コース

学年・勤務年	一般枠（旧地域枠含む）			地域枠				
	貸与者数	卒後		貸与者数			卒後	
		キャリア形成プログラム（8年・9年）	県内10年	地域枠A	地域枠B	地域医療枠	キャリア形成プログラム（8年・9年）	県内10年
1年生	8	<b>8</b>		25	5	5	<b>35</b>	
2年生	14	<b>14</b>		27	4	3	<b>34</b>	
3年生	22			27	4	6	<b>37</b>	
4年生	16			20	6	5	<b>31</b>	
5年生	18			25	6	6	<b>37</b>	
6年生	18			21	5	6		
医師1年目	30			21	3	4		
医師2年目	31			24	5	4		
医師3年目	28	<b>8</b>	<b>20</b>	18	5	6	<b>10</b>	<b>19</b>
医師4年目	33	<b>16</b>	<b>17</b>	21	5	5	<b>11</b>	<b>20</b>
医師5年目	32	<b>10</b>	<b>22</b>	8	3		<b>4</b>	<b>7</b>
医師6年目	30	<b>8</b>	<b>22</b>					
医師7年目	19	<b>8</b>	<b>11</b>					
医師8年目	17		<b>17</b>					
医師9年目	6		<b>6</b>					
医師10年目	5		<b>5</b>					

2019年4月現在

②一般枠

4

①地域枠

# ①地域枠医師 診療科別・医師不足地域の勤務状況

診療科	①地域枠						
	8年 コース	9年 コース	計	うち 医師不足地域 勤務履行中 (A1年、B2年)	左の 割合	うち 医師不足地域 勤務済【H30末】 (A1年、B2年)	左の 割合
内科		5	5	0	0%	0	0%
外科		5	5	0	0%	0	0%
小児科		1	1	0	0%	0	0%
皮膚科	1		1	0	0%	0	0%
精神科	1	1	2	0	0%	0	0%
整形外科		1	1	0	0%	0	0%
産婦人科			0				
眼科		2	2	1	50%	0	0%
耳鼻咽喉科			0				
泌尿器科			0				
脳神経外科			0				
放射線科		1	1	0	0%	0	0%
麻酔科		1	1	0	0%	0	0%
病理			0				
臨床検査			0				
救急科		2	2	0	0%	1	50%
形成外科	1	1	2	0	0%	0	0%
総合診療		2	2	1	50%	0	0%
計	3	22	25	2	8%	1	4%

# ②一般枠医師（医師修学資金貸与者）

医師3年目～7年目の  
計50名

## 診療科別・医師不足地域の勤務状況

診療科	②一般枠						
	8年 コース	9年 コース	計	うち 医師不足地域 勤務履行中	左の 割合	うち 医師不足地域 勤務済（1年） 【H30末】	左の 割合
内科	4	5	9	0	0%	2	22%
外科	2	2	4	0	0%	1	25%
小児科	3	2	5	0	0%	0	0%
皮膚科	1	1	2	0	0%	1	50%
精神科		3	3	1	33%	0	0%
整形外科	4	2	6	0	0%	2	33%
産婦人科	3		3	0	0%	0	0
眼科	1		1	0	0%	0	0%
耳鼻咽喉科			0				
泌尿器科	1	1	2	0	0%	0	0
脳神経外科	1	1	2	1	50%	0	0
放射線科	4	1	5	0	0%	0	0%
麻酔科	1		1	0	0%	0	0%
病理			0				
臨床検査			0				
救急科	1		1	0	0%	0	0%
形成外科	3	2	5	0	0%	0	0%
総合診療	1		1	0	0%	1	100%
計	30	20	50	2	4%	7	14%

# 医師派遣の需給調整【供給側】

## 医師派遣調整対象者のとりまとめ（医師修学資金貸与者 8年、9年コース選択者）

地域枠・一般枠 8年9年コース

診療科：

国試合格 年度 (西暦)	卒業年度 (西暦)	入学年度 (西暦)	氏名	地域枠 制度 名称	出身地	出身市 町	所属医 局	診療科	専攻医 研修登録 ○：あり ×：なし	専攻医研修 登録 プログラム 名	修学資金 受給 ○：あり ×：なし	医師修学資金 選択コース	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	備 考 (大学院・留 学・産休・ 育休)

別 紙

# 医師派遣の需給調整【需要側】

## 需要側（医師不足地域の病院の状況調査）

地域の病院の受け入れ可能医師数（診療科）を踏まえ、キャリア形成プログラム（後期研修プログラム）医師の意向・キャリア形成も踏まえ、**継続的に派遣調整できるスキームの形成が必要**

### 医師不足に関する調査まとめ

#### ①地域枠B推薦病院

病院名	構想区域	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		内科その他		神経内科		小児科		産婦人科		救急科		外科		胸部外科	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
一志病院	津																						
岡波総合病院	伊賀																						
上野総合市民病院	伊賀																						
名張市立病院	伊賀																						
県立志摩病院	伊勢志摩																						
尾鷲総合病院	東紀州																						
紀南病院	東紀州																						
合計																							

#### ② ①以外の病院（人口10万人未満の市町のうち、医師修学資金対象施設かつ専門研修連携・関連病院）

病院名	構想区域	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		内科その他		神経内科		小児科		産婦人科		救急科		外科		胸部外科	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
いなべ総合病院	桑員																						
日下病院	桑員																						
大仲さつき病院	桑員																						
菟野厚生病院	桑員																						
亀山市立医療センター	鈴亀																						
信貴山病院分院上野病院	伊賀																						
大台厚生病院	松阪																						
志摩市民病院	伊勢志摩																						
町立南伊勢病院	伊勢志摩																						
熊野病院	東紀州																						
合計																							

別紙

病院名	構想区域	内科		呼吸器内科		循環器内科		消化器内科		内科その他		神経内科		小児科		産婦人科		救急科		外科		胸部外科	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
総計																							

## 2 地域枠の県内勤務医コース（10年間）選択者の対応について（案）

### 検討課題

○地域枠で、県内勤務医コース（10年間）選択した医師は、医師修学資金上の医師不足地域の義務は課されない。

⇒ 県内勤務医コース選択者：46名（地域枠医師71名中）

○一方で、三重大学において、全ての地域枠医師に医師不足地域での一定期間の勤務を求めている。

### ○コース選択の取扱い（現行）

- ・対象医師が、臨床研修2年目中に勤務コース（※）を申請
- ・県が勤務コースを承認
- ・コース承認後の変更は不可（取扱規定なし）

（※）平成29年度までは3つの勤務コースがあった。

- ・県内勤務医コース（10年間）
- ・地域医療支援センターコース（8年間）
- ・へき地医療コース（6～7年間）

詳細はP10参照

### 対応案

県内勤務医コース（10年間）選択者に対し、三重大学から改めて地域貢献を周知するにあたり、9年間コースへの変更を可能としてはどうか。

### ○コース選択の取扱い（変更案）

- ・コース承認後の変更は、地域枠でかつ県内勤務医コース選択者を対象として、9年間コースへの変更を認める。

# 三重県医師修学資金返済免除に関する条例（概要）

	条例 施行日	修学資金の返済免除規定 (抜粋)	必要勤務期間	備考	貸与 者数	令和元 年現在
平成16年度 平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度	平成16年 3月23日	第2条 医師免許取得後、臨床研修を終了し、引き 続き、必要勤務期間、規則で定める <b>へき地医療 勤務等</b> における業務に従事	貸与を受けた期間（6年 間）の2/3に相当する期間 （9年間）	平20年3月の新条例の施 行により、貸与者全員が 新条例③救急病院等コー ス（いわゆる県内10年 コース）に移行した。	4	医師10年
2					医師9年	
5					医師8年	
5					医師7年	
61					医師6年	
平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度	平成20年 3月26日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き 続き、規則で定めるへき地医療勤務等、 <b>救急病 院等・救急医療機関等</b> における業務に必要勤務 期間従事  附則 改正後の条例（新条例）第2条の規定は、この条 例の施行の日以後に貸与が決定される者について適用 する。同日前に修学資金の貸与が決定された者は、従 前の例によるが、新条例の規定を希望する者は、新条 例の規定を適用する。	①へき地医療機関等従事者 （小児科又は産婦人科） 専門研修2年間を含む6年 間 ②へき地医療機関等従事者 （内科又は外科）専門研 修1年間を含む7年間 <b>③救急病院従事者 10年間</b>	①②のへき地コースを選択 したものはおらず、貸与者 全員が、③救急病院等 コースを選択していた。	78	医師5年
81					医師4年	
62					医師3年	
67					医師2年	
61					医師1年	
55					学生6年	
平成27年度 平成28年度 平成29年度	平成26年 7月17日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き 続き、規則で定めるへき地医療勤務等、救急病 院等・救急医療機関等、 <b>後期研修プログラム</b> <b>（県が設置する三重県地域医療センターにおいて 作成され知事が承認したもの）に基づき勤務する 医療機関</b> における業務に必要勤務期間従事  附則 改正後の条例（新条例）第2条の規定は、この条 例の施行の日以後に貸与が決定される者及び同日 前に貸与が決定し返還していないものの修学資金につ いて適用する。ただし改正前の条例に基づく勤務従事者 となることを新条例の施行から6か月以内に知事に申し 出た場合は、従前の勤務期間とみなす。	①へき地医療機関等従事者 （小児科又は産婦人科） 専門研修2年間を含む6年 間 ②へき地医療機関等従事者 （内科又は外科）専門研 修1年間を含む 7年間 ③救急病院従事者 10年間 <b>④後期研修プログラムに基 づく医療機関従事者 8年</b>	条例改正により、救急病 院等コース10年から、後 期研修プログラムコース 8 年へ移行したのもいる。	55	学生5年
51					学生4年	
55					学生3年	
平成30年度 令和元年度	平成29年 12月26日	第2条 医師免許取得後臨床研修を終了し、引き 続き、 <b>キャリア形成プログラム</b> （県が設置する三重 県地域医療センターにおいて作成され知事が承認 したもの）に基づき勤務  附則 改正後の条例（新条例）の規定は、この条例の施 行の日以後に貸与が決定される者について適用し、施 行日前に修学資金の貸与が決定された者（旧貸与決 定者）は、従前の例による。旧貸与決定者で、新条例 の規定を希望する者は、新条例の規定を適用する。	臨床研修及び医師業務に従 事した期間を合算した期間が <b>9年間</b>	条例改正により、 <b>救急病 院等コース10年、後期研 修プログラム*8年、キャリア 形成プログラム*9年の3 コースの選択者が存在</b> する こととなった。  (※)後期研修プログラムとキャ リア形成プログラムは同義	48	学生2年
43					学生1年	